



お知らせ

健康福祉課保健グループ
からのお知らせ

〓 剣淵町不妊治療交通費 助成事業について 〓

剣淵町では令和4年4月から不妊治療が保険適用となったことに伴い、不妊治療を受けている方に医療機関を受診する際の交通費の一部を助成します。

◇ 対象となる方

① 保険適用となる不妊症の治療（保険と併用できる先進医療を含む。）を受けている方

② 町内に住所を有している方

③ 町税及び使用料等の滞納がない方

◇ 助成額

○ 公共交通機関利用の場合
鉄道運行区間の普通旅客運賃相当額を助成します。ただし、1往復につき2,260円を上限とします。

○ 自家用車利用の場合

自宅から医療機関までの距離区分に応じて下記の表に定める額を助成します。

◇ 申請及びお問い合わせ先

健康福祉課保健グループ

☎ 34-3955

区分（往復の使用距離）	助成金額	区分（往復の使用距離）	助成金額
10 km未満	200 円	60 km以上 70 km未満	1,400 円
10 km以上 20 km未満	400 円	70 km以上 80 km未満	1,600 円
20 km以上 30 km未満	600 円	80 km以上 90 km未満	1,800 円
30 km以上 40 km未満	800 円	90 km以上 100 km未満	2,000 円
40 km以上 50 km未満	1,000 円	100 km以上	2,200 円
50 km以上 60 km未満	1,200 円		

〓 エキノコックス病健診のお知らせ 〓

令和5年度は、エキノコックス症検診実施の年です。エキノコックス症とは、エキノコックスが肝臓に寄生し、重度の肝機能障害を起こします。自覚症状がでるまでに10年以上かかることされていますが、症状が出てからでは手遅れとなることが多いです。

剣淵町では5年に1度、検査を実施しています。検診は予約制ですの、町立診療所に直接予約のうえ、受診してください。

◇ 実施日時

令和5年7月3日（月）

8月31日（木）

午前9時～午後4時30分

◇ 予約先・検診場所

剣淵町立診療所

☎ 34-2030

◇ 検査方法・血液検査

◇ 料金 300円

◇ お問い合わせ先

健康福祉課保健グループ

☎ 34-3955

消防からのお知らせ

〓 火災かなと思ったら 〓

不審な煙や炎を見つけ、火災の疑いがある場合は、119番通報を行ってください。

ただし、農家が行っている枯れ草焼きや穀殻焼き等を、誤って火災と認識し、119番通報される事案もあります。

通報前に現場管理をしている人がいないか周囲を確認し、そのうえで119番通報をするようお願いいたします。

また、農家の皆さんは火入れをする必要がある際は、火災と間違えられないよう消防まで届出をしたらうで、必要以上に燃え広がらないよう消火の準備と火の監視を忘れず行ってください。

〓 火災とサイレン 〓

消防庁舎のサイレンは、119番通報を受けた士別消防署指令センターからの出動指令を受けた剣淵支署職員が、消防団員を招集するために鳴らしています。

そのため、火災の発見・通報からすぐに消防庁舎のサイレンが鳴るとは限りません。

また、小規模な野火等で消防職



員のみで対応可能な火災の場合
は、消防庁舎のサイレンを鳴らさ
ないこともあります。

※なお、消防庁舎のサイレンに先
立ってメールでの団員招集も行っ
ていきますので、出動に遅れが生じ
ることはありません。

◇お問い合わせ及び届出先

消防署剣淵支署

☎ 34-2132
FAX 34-3800

住所の表示板の設置及び

届け出しについて

平成17年10月1日から全町を対
象とした字名改正、地番改正並びに
市街地区の住居表示が実施され、新
しい住所に変わっています。

各戸に住所の表示板の取り付け
を行っておりますが、住居の変更や
家を新築した等の理由で表示板の
取り付けがない、又は取り付け後に
紛失もしくは破損した場合はご連
絡ください。

町が作成して表示板を取り付け
いたします。

市街地区（西町、緑町、仲町、元
町の市街地域）は、国が定める住居

表示の法律に基づいて、町が別に定
める条例等により住所を付してい
ます。

建物を新築や改築、取り壊し等を行
った場合には、この建物に関する
届け出（建物及びその他の工作物新
築等住居番号付定・変更・廃止届出・
申出書）をしなければなりません。
詳しくは総務課企画財務広報グ
ループへご確認ください。

◇申請及びお問い合わせ先

総務課企画財務広報グループ
☎ 26-19021

旭川地方法務局からのお知らせ

「自筆証書遺言書保管制度のご案内」

ご自身で作成した遺言書は、法
務局で安全・確実に保管すること
ができます。

法務局に預けておけば、紛失や
改ざんを防ぐことができ、本人が
亡くなられた場合、ご遺族に通知
することもできます。

また、遺言書の内容を証明書と
して取得し、相続登記手続や金融
機関での各種手続に利用すること
ができます。

手続は、予約制となっております

ので、お問い合わせください。

◇お問い合わせ先

旭川地方法務局名寄支局供託課
☎ 0166-38-1167
（直通）

◇受付時間

平日の午前8時30分～
午後5時15分
（年末年始・祝日を除く）

◇手続の詳細

旭川地方法務局ホームページ
https://hounmkyoku.mo.j.go.jp/asahikawa/category_0001/5.html

「相続登記の義務化始まる」

公共事業、復興事業などの土
地利用を阻害する所有者不明土
地の問題は、相続登記がされな
いことが大きな原因となってい
ます。

そこで、所有者不明土地の発
生予防の観点から、不動産登記
法が改正され、令和6年4月1
日から相続登記が義務化される
こととなりました。

これにより、不動産を所有す
る方が亡くなられた場合、その
相続人は、所有権の取得を知っ
た日から3年以内（遺産分割協

議の場合は、話し合いがまとま
った日から3年以内）に相続登
記の申請をしなければならぬ
こととなりました。

これは、すでに発生している
相続も対象となり、令和6年4
月1日から3年以内に相続登記
が必要となりますので、ご注意
ください。

手続の詳細につきましては、
法務省ホームページをご覧ください。

◇お問い合わせ先

旭川地方法務局登記部門
☎ 0166-38-1146
（直通）

「生活・仕事相談会」の開催について

生活や仕事のことでお困りの
方を対象に「生活・仕事相談会」
を開催いたします。生活や仕事
に関わることであれば、なん
でもご相談ください。

相談を希望される方は、開催
日の前日までにお申し込みくだ
さい。



お知らせ

▼日時

令和5年7月18日(火)
令和5年8月21日(月)

両日とも

- ① 10時～10時50分
- ② 11時～11時50分

▼場所

ふれあい健康センター

▼相談対象者

生活・仕事についてお悩みの方

▼申込期日

開催日の前日午後3時までに
電話、メール又はファックス
で予約してください。

FAX 0166-33-0021
メールアドレス
anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

▼相談料

無料

◇お問い合わせ・予約先

かみかわ生活あんしんセンター
旭川市豊岡1条2丁目1-16
☎ 0166-38-8800



自衛隊旭川地方協力本部から

のお知らせ

↳自衛官募集について

興味のある方や詳しい説明を聞きたい方は、お気軽にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の状況次第で日程又は会場を変更する場合があります。

◇お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所
☎ 01654-2-3921
住所〒096-0011
名寄市西1条南9丁目45

北海道からのお知らせ

↳北海道職員採用試験

受験者募集について

北海道庁では、農業の生産性向上、農業経営や農村生活の改善などに関する技術や知識を農業者に普及指導する職員を募集しています。

令和5年度の試験日程は次のとおりです。

・普及職員A区分
受付期間

令和5年8月14日(月)～23日(水)

※大学卒業又は卒業見込みの方

・普及職員C区分

受付期間

令和5年7月31日(月)～

8月10日(木)

※民間企業経験の方

・各採用予定者数

A区分 10名、C区分 13名

詳細は北海道のホームページをご覧ください。

◇普及職員(農業)職員採用URL

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gf/fukyusaiyou.html>

◇お問い合わせ先

農政部生産振興局技術普及課普

促進係 神林

☎ 011-204-5379

宝くじ
公式サイト

宝くじがネットで購入できる!



宝くじの収益金は、明るく住みよいまちづくりに使われます

宝くじ公式サイト | Q

お問い合わせ先

宝くじコールセンター

TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料)

TEL 011-330-0777 (有料)